

令和5年度モニタリング評価実施による改善のための対応方針等

【公園名】服部緑地

評価項目	評価基準	評価委員の指摘・提言等	改善のための対応方針	次年度以降の事業計画等への反映内容
<p>I 提案の履行状況に関する項目</p> <p>(3) 利用者の増加を図るための具体的手法・効果</p>	<p>魅力向上事業の実施状況</p>	<p>■施設所管課の評価 府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、概ね適切に管理・運営を実施した。実施計画書に示した魅力向上施設などについてスケジュールや内容が一部達成できていないため、改善が必要である。</p> <p>■評価委員会の評価 施設所管課評価は適正である。府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、概ね適切に管理・運営を実施した。実施計画書に示した事項についてスケジュールや内容が一部達成できていないため、改善が必要である。</p>	<p>■魅力向上事業施設整備スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○行政協議、建築確認申請等許認可手続き期間の短縮。</li> <li>○施設運営事業者様との協議期間短縮。</li> <li>○円形花壇につきましては改修内容協議を進め、進捗のスピードアップを図ります。</li> <li>○カフェ(緑道)につきましては近隣住民の方々の意見を尊重し、設置場所の変更を含め再検討します。</li> <li>○令和5年度中調整開始の東中央広場改修、メイブーム、レストハウス、スケボーパークにつきましては調整のスピードアップを図り、早期着手、開業を目指します。</li> </ul>	<p>■魅力向上事業施設整備スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○フットサルコート 令和6年4月オープン</li> <li>○メイブーム 令和6年度上半期リニューアルオープン</li> <li>○スケボーパーク 令和6年度上半期オープン</li> <li>○レストハウス 令和6年度下半期オープン</li> <li>○カフェ 令和7年度内オープン</li> </ul>

令和5年度モニタリング評価実施による改善のための対応方針等

【公園名】服部緑地

評価項目	評価基準	評価委員の指摘・提言等	改善のための対応方針	次年度以降の事業計画等への反映内容
<p>I 提案の履行状況に関する項目</p> <p>(3) 利用者の増加を図るための具体的手法・効果</p>	<p>トラブルの未然防止や、発生した際の処理方針、今後の管理への反映がなされたか。</p>	<p>■施設所管課の評価 管理体制に一部課題があり、様々な苦情が府民から寄せられたため、待遇等の職員研修を実施し、職員数を増やすなど改善が図られたが、今後、同様の苦情が発生しないよう、適切な対応策について検討すること。また、所定の事務手続に関する遅延も多く、再三の改善指導を行った。今後も対応状況について、引き続き注視する必要がある。</p> <p>■評価委員会の評価 施設所管課評価は適正である。 管理体制に一部課題があり、様々な苦情が府民から寄せられたため、待遇等の職員研修を実施し、職員数を増やすなど改善が図られたが、今後、同様の苦情が発生しないよう、適切な対応策について検討すること。また、所定の事務手続に関する遅延も多く、再三の改善指導も受けている状況であり、今後も対応状況について、引き続き注視する必要がある。</p>	<p>■管理体制の改善 ○事務所人員増員を2023年8月2名、2023年10月1名、2024年1月1名の計4名実施。 ○園内巡視業務の強化 ○職員への待遇、安全管理研修実施</p> <p>■事務手続き遅延の改善 ○事業所人員増員の内、管理課については2023年8月1名、2024年1月1名の計2名実施。今後は今年度の経験・知識を踏まえ、迅速なリアクションを心掛け、早急なる認識統一を図るよう取り組みます。また、府様式外の補足資料については項目やレイアウトの見直しを行い、作業効率を高めます。</p>	<p>■管理体制の改善 ○重点巡視エリアの設定 西・東中央広場、こどもの楽園、たにあいの原っぱ、菰ヶ池 ○スケートボーダー、柵内侵入釣り人、直焚火、犬の放飼い各者への注意喚起 ○魅力向上施設各工事期間中の安全管理徹底</p> <p>■事務手続き遅延の改善 ○意識・スキルの向上を目的とした人材育成・配置 日々の管理業務における課題については、速やかに検証し、必要な改善を行い、研修などを実施することで、継続的な資質向上を図ります。 ○池田土木事務所との更なるコミュニケーション強化及び迅速なリアクションを心掛けます。</p>

令和5年度モニタリング評価実施による改善のための対応方針等

【公園名】服部緑地

評価項目	評価基準	評価委員の指摘・提言等	改善のための対応方針	次年度以降の事業計画等への反映内容
<p>I 提案の履行状況に関する項目</p> <p>(4) 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度</p>	<p>長期的な視点に基づいて適切な植物管理を行なったか。</p>	<p>■施設所管課の評価 府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、概ね適切に管理・運営を実施した。実施計画書に示した景観づくりなどについてスケジュールや内容が一部達成できていないため、改善が必要である。</p> <p>■評価委員会の評価 施設所管課評価は適正である。府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、概ね適切に管理・運営を実施した。実施計画書に示した事項についてスケジュールや内容が一部達成できていないため、改善が必要である。</p>	<p>■長期的な視点に基づいた適切な植物管理 ○公園を4つのブロックに分け、日光が入らず風も通りにくい見通しの悪い景観と成っている区域に各優先順位をつけ、計画的に順次下草刈り、下枝剪定、間伐・景観剪定を行います。これにより心地よい日差しや風の通り道を作るとともに明るい公園づくりを推進し、当公園のさらなる魅力増進につなげる取り組みを行います。</p>	<p>■長期的な視点に基づいた適切な植物管理 ○今年度池田土木事務所と十分協議の上、Bブロック(植物の多様性を感じるゾーン)のちかくの森エリア西側を中心とした森林エリアを心地よい日差しや風の通り道をつくります。子供たちが集い、保護者の視線からも死角の少ない安心・安全なゾーンに成るよう下草刈り、下枝剪定、間伐・シーズンに応じた季節感のある修景剪定を行い、ちかくの森のさらなる魅力増進に努めます。</p>

令和5年度モニタリング評価実施による改善のための対応方針等

【公園名】服部緑地

評価項目	評価基準	評価委員の指摘・提言等	改善のための対応方針	次年度以降の事業計画等への反映内容
<p>I 提案の履行状況に関する項目</p> <p>(4) 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度</p>	<p>草地管理、芝生地管理、樹木管理、花壇管理について、良好な管理を行ったか。</p>	<p>■施設所管課の評価 園内の除草等の植物管理について、複数の苦情があり、管理が不十分であった。</p> <p>■評価委員会の評価 施設所管課評価は適正である。園内の除草等の植物管理について、早急に改善を図り、良好な管理を行うこと。</p>	<p>■草地管理及び芝生地管理 ○利用状況や草の伸び具合を鑑み、適正な時期と頻度で除草する。 ○利用頻度の高いエリアの除草時期には特に現場を注視し現場に合致した作業頻度で除草する。</p> <p>■樹木管理 ○来園者への影響が大きい園路沿いやベンチ周辺に加え、安全面からも車道沿いの剪定は特に注意してこまめな剪定を行う。 ○景観を意識した適期での剪定と、利用者の支障にならない管理に努める。</p>	<p>■草地管理及び芝生地管理 ○利用状況や草の伸び具合を鑑み、作業順番や作業時期を設定します。特に利用頻度の高いエリアにおいて、利用者が不快に感じることがないように、適正な時期と既定の頻度での除草に努めます。</p> <p>■樹木管理 ○園路沿いや車道沿いに対しては、事故対策として実施するパトロールによる対応を漏れなく実施することで良好な環境を維持します。 ○また景観に配慮するとともに、ベンチ及び遊具・BBQ利用などに支障が出ないように注意し、利用者に配慮した剪定を実施します。</p>

令和5年度モニタリング評価実施による改善のための対応方針等

【公園名】服部緑地

評価項目	評価基準	評価委員の指摘・提言等	改善のための対応方針	次年度以降の事業計画等への反映内容
<p>Ⅲ 適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財務基盤に関する事項</p> <p>(2) 安定的な運営が可能となる人的能力</p>	<p>労働災害等未然防止のための管理運営</p>	<p>■施設所管課の評価 公衆災害については1年間で3件もの事故発生させたことを重く受け止め、再発防止に向けた安全対策の見直し・強化、従業員研修等について適切に実施すること。</p> <p>■評価委員会の評価 施設所管課評価は適正である。 3件の公衆災害について重く受け止め、再発防止に向けた安全対策の見直し・強化、従業員研修等について適切に実施されることを期待する。</p>	<p>■来園者の安全確保 落枝による車両物損事故について ○特に公道や来園者が多く通行する場所への張り出し枝の状況や、枯れ枝の状況を注視し、定期的な危険木点検を継続して実施することで把握に努める。 ○点検結果により、危険性の高い箇所から早急な対応で来園者等への危険を取り除く。</p> <p>除草作業時の飛び石事故防止について ○第三者・来園者・通行車両・構造物に対し十分な安全意識をもって養生シート等の徹底を図る。 ○それぞれの除草現場に合致した安全対策を講じ、作業現場での安全を確保する。</p> <p>西中央広場工事時の自転車転倒事故について ○工事エリア内へ一般来園者が立ち入らない様、立ち入り防止措置を行う。 ○夜間における区画エリアの保安灯(セーフティーフラッシュ)設置する。 ○立会による作業終了及び安全対策の確認を行う。</p>	<p>■来園者の安全確保 【樹木点検】 ○令和5年8月22日に発生した、「広田橋交差点での折れ枝落下による車両物損事故」の発生を重く受け止め、同様の事故を繰り返さないため、次の取組を実施します。 ○特に公道や来園者が多く通行する場所への張り出し枝の状況や、枯れ枝の状況を注視し、定期的な危険木点検(みどりの安全パトロール)を継続して実施します。 ○点検により発見された危険性の高い箇所から早期の対応を行うことで、危険箇所の排除に努めます。</p> <p>【飛石対策】 ○令和5年9月25日に発生した除草作業中の飛び石による車両物損事故を二度と起こさないように毎日の朝礼時及びミーティング時に各現場に応じた安全対策を講じる、また、通行者・通行車両が多い現場等安全確保が難しい現場には安全誘導員を配置して現場の安全確保に努める。 ○協力会社の樹木管理作業員及び除草作業員を招集した安全大会を年4回程度行い各現場での危険箇所、危険要因の共有、作業員の安全意識の向上を図り、安全作業を徹底するよう指導します。</p> <p>【事故・事件の防止】 ○2023年11月10日に発生しました、「西中央広場カフェ新築工事に伴う道路掘削後園路復旧の不備による自転車転倒事故」の発生を重く受け止め、同様の事故を繰り返さないため次の取組を実施します。 ○新規入場者への入場前安全講習を実施します。 ○作業前朝礼時に危険予知と安全対策の確認を行います。 ○年4回開催の安全大会において作業員の作業手順確認、安全対策実施要領に基づく現場での安全対策の実施及び安全パトロールの実施などにより安全意識向上を図ります。</p>